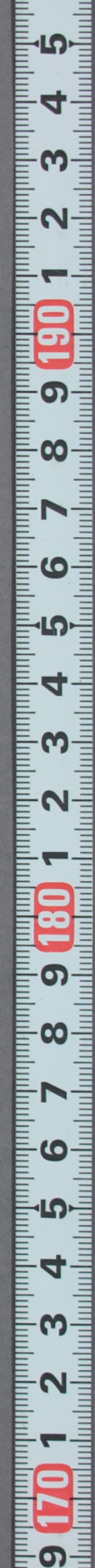




年中諸公事裝束要放



14
2478
134



門 14
號 2478
卷 134



年中諸公事 裝束要政

正月一日

四方拜

主上御束帯をぬき 卽ち芳をりて給

御劔の居る法 以將縫服法 袍袴をききて 劔芳をいまいと申り候り

元日小出仕の以將の隨身の袴は 紅梅の袴をきりしり 升る年又

き或は 不存ありて 甚き袴をきん 時備の袴をきき入に候り

二日朝親の行幸あり 袴は 深きものをきき入に候り

三日出仕の事あり 又紅梅の袴をきき入に候り 一説あり 行幸の

後 深き袴をきき入に候り 一説あり 此ら人の所存又 袴は 深き袴をきき入に候り

より 深き袴をきき入に候り 一説あり 紅梅の袴をきき入に候り 十八日



贈りまて 身止る事あり

太上天皇御束帯

公卿束帯

勅授の人 束帯侍臣は

太上天皇御葉

天皇御直衣

公卿直衣は 陪膳 侍臣は 陪膳 役送の侍

束帯 鈕は人 鈕を 解 侍臣束帯 九韮束帯 役送を 伴

(三)

院拜礼

公卿束帯 必 奥袋を付し 鎧 鈕 淺き侍臣 束府の人 關腹

此袍 左 の 鈕 巡方 束 銀 奥袋を付し 湯府 小 の 人 徒

腕の袍 巡方 束 鈕 左 官人 裸 細 鈕 左

内裏御葉

後系司有別春宮院不勤仕事 後取 殿上人 奥袋 湯府 官人 の 役 左 關腹の袍

五

小朝拜

主上御束帯

公卿束帯

金奥袋

拜礼 左 侍臣 月

節會

主上御束帯

脚笏

脚靴

出即南殿之特以の鈕を内侍と杖持す

公卿同上 近衛 以 將 關腹 袍 笏 螺 鈿 細 鈕 巡方 束 奥袋 靴 隨身

禊衣 垂 玉 袴 元 日 出 仕 の 人 左 右 近衛 江 梅 袴 を 穿 けり

表立 元日 節會 奉 順 函 院 震 筆 束 袴 之 裝 束 關腹 螺 鈿 細 鈕 奥袋

節會よりすまていぬと云くは

始終此前してあきらむはむらておちくとも

人の道る定に於てはくをくま陣めあしてはき

あつた左は春興右は校書小胡床しる子出師

右は仙仁門右は毎各門をるる裾はわがうけまてけ

四方拜御叙役事一同御杖云束帯ふりて申の特ふりる出師の

特弘廂小條へ御草鞋一いひきし御座の南小あり御叙

をとりは栞より右は北のき小をりて榻を下より尾風の南の

方に候ふふ御拜まをる還御

了場也でなり

二日

諸卿束帯。無文帯。徽裏袋。螺鈿細釵。蔣繪南元。雲客海

服袍。花鞠事。蔣絵釵。隨身。昨日より。後取五位殿上人。昨日

殿上御辭。

藏人頭束帯

侍臣同上

臨特客

主上御束帯

尊者同 諸卿同

三日

公卿侍臣出仕人如昨日

五日叙位儀

諸卿束帯

侍臣束帯懸裾

火籠衝重亦従之方

七日節會

号白馬節會

二卿 次將亦同元日

叙位加階の人未府多々口口の人叙三位と巻録螺鈿野叙不付

引階陣カ叙列し期常可前老懸五位人叙四位巻録螺鈿野叙

不付引陣叙列刻限退入陣懸老懸常可前入屏新進立叙

列六位巡爵位袍如湯所不付糸鞋或靴近衛外衛馬寮助

足利とにわけの袍といふ事なり

裏上白馬節會事 順徳院宸筆抄

陣入り磯公卿昇まその事朔日の小木かゝり叙列と催せり叙人す

いし將起其後宣命の并叙列位記給へて退出すと起るはら君次

親族の并とて公卿列立しるは多不記ひきて白馬の返行早生る

後生るは女かゝりは不記ひきて白馬の返行早生る

其後宣命の并記す後事朔日小に記し兼姫の美分

はしするは小形廊の前より内舎小に記し入り居のりか

まじ内舎かゝりて下場小とて入り居るは白馬の返行早生る

りり又馬代とすするは白馬の返行早生る

日不記より入り居り又其定小清涼殿の前と後叙位

小が升しする者かゝり叙列し記し入り居るは陣公に記す

巻録して陣入り早生りて日花つめ多しとて巻録し

若くは奥袋をつまみして叙列すあといふ折り不記し

かん不記いあん門より入り居るは里内小に記し入り居るは

巻録南をきて樂屋のわくの不記前小記東上四位に記す

記位記をとりたりか次第すくみく札の事と小所不記て

右小に記す

位記を給う一序と五位の四位の... 記を...
く... 記... 一月に并奉... 候... の如... 次上より...
く... 位記... 將... 時... 式兵...
す... 式... 公卿... 未... ぬ... 兵... 將...
將... 六府... 位... 四位... 上... 時... 人...
... 本... 取... 候... 事... 叙...
列... の事...

八日御齊會始
諸守修... 御奉儀
乙卿奉事

... 衣... 或... 未... 野... 叙... 候...
... 束... 衣... 人... 束... の時... 候... 細... 叙... 候...
... 隨身... 具... 候... 後... 草... 緒... の叙... 候... 等... 候... 隨身... 略...
... 事... 又... 草... 緒... の叙... 候... 於... 隨身... 具... 事... 候... 人...
... 所... 候... 馬... 鞍... 以下... 候... 考... 候... 事... 候...

裏と
女叙位事

順正院宸筆所抄

... の束... 候... 束... 候... 束... 候... 束... 候...
... 束... 候... 束... 候... 束... 候... 束... 候...
... 束... 候... 束... 候... 束... 候... 束... 候...
... 束... 候... 束... 候... 束... 候... 束... 候...
... 束... 候... 束... 候... 束... 候... 束... 候...

戸して三がしありき大長の一し後小生みうりて候大長きんと
しるをりかきりのうつひさびさまでみのもは長官のひかりて下
すすましましぬ申あはれははれ候おりてとす

十一日 懸言除目 三夜

公卿束帯 取役の教上人ホ束帯

十四日 内輪義

公卿束帯 出居以忤 縫服祀 馬腦帯 蔀繪釵笏 隨身重

重袴如恒

裏衣 湯衣會終事

多の束帯蔀繪の釵笏して下いる 隨身重袴とていひは幸か
紅梅の刻浪小公卿 校書教の座小座く若陣しる將ハ
陣小座く公卿の座入志かろか幸一の幸こして獻盃右近め
陣のよ小座く上卿のあり志り小座く獻盃す五位かハ必納云小ハ
續砂をとり口位しある事しわりを笏をぬきて陣小座らん將
内なるさそりてさゆと夜入るさ右近をりして左の將ハさ
かくしるがれとり右近かさかりハ右近をりす 出居せと
つふをりせいと門小背をぬきていひはけさけさけ西の
かりト高ううを深く決才小座くろくのをり公卿をぬれハ
多の教上人座く^敷いふ多^{十三}に^{内蔵}れをとりさるるも代
はる小板あわて笏を内くさるる 傍の前小座くものを

平の座小片くは道二流あり一ハ青坂つゝ折て當ふと記さ
小板まのりるなりなりとく小上の座と入るあり若上の座も
つゝ記ありハ入るありてもぬきとりの座のまゝ西よりてはく
出居の座まハ中ゆめれもか^下の下の指志と小片く節舎は幸小ハ
所る也

十六日節舎 号踏歩節舎

云卿束帯 如元日 七日亦 次将月上 隨身猶紅梅袴

何事^裏り元日小ハ外 但幸座の葵座席の幸ありと記七日小片く

十七日射礼

上卿奉儀束帯 近奉司束帯 萩陰細釵 上卿奉儀赤女納言

次將已下皆持弓箭相具鞆弓筈也 隨身猶紅梅袴

十八日賭馬

主上御束帯 諸卿束帯 近傍次將 外奉佐 縫服 萩陰細釵

隨身重宝袴 今日まで紅梅袴を穿(衣)

院尊勝陀羅尼 或二月

公卿直衣 或束帯 殿上人束帯 或衣冠有例を束帯と云

云ハ公卿釵笄と云ハ殿上人束帯と云ハ釵笄と云ハ

二月

釋奠

上卿 赤女納言 外記史皆束帯

春日奈

上卿束帛

使道衛司赤夜 密鏡 闕服袍 螺鈿細釵 巡方帛白魚奈 笏隨身

室繪袍五師子 下重半比袴左換芳末濃 帛釵指釵下向社頭

直衣野釵 藁深沓 隨身布衣 帛釵 負野 箭去 弘安 此故

三條大納言 實躬 口如斯 其以後 迄事

大原野奈

上卿束帛

勅授人 裝繪釵 帛束帛

列見

諸卿束帛

帛 女納言 外記 史月

祈年奈

上卿 帛 束帛

祈年穀奉幣

上卿束帛

公卿 帛 女納言 史 各束帛

仁王會

諸卿束帛

出居將 如恒

季即讀經

日 仁王會 諸佛事 皆日

諸卿二月

日修正

仁王會事 秋 同

束帛に特注の釵を以て、凡そ隨身の密袴、出居止とあり、加
階の次才小生むより、昔頃の門小生む代々けり、昇る居父小ても

主

躰

坐すくわて^主也。居坐するは^躰家礼にすく^主く^躰は^主つ^主きり

筋は坐若度者か目より奉わくハ筋を^躰え^躰て^躰座の^躰布^躰り^躰起^躰す^躰也

みく^躰講師小乞を^躰お^躰う^躰次^躰殿^躰座小^躰あ^躰ら^躰は^躰す^躰ら^躰其^躰前^躰小^躰い^躰は^躰は^躰多^躰て

氣多し^躰て^躰あ^躰ら^躰の^躰間^躰筋^躰か^躰き^躰に^躰尾^躰て^躰講^躰師^躰小^躰作^躰は^躰急^躰り^躰多^躰き^躰

左^躰廻^躰し^躰て^躰り^躰の^躰み^躰ち^躰を^躰多^躰き^躰出^躰居^躰の^躰志^躰を^躰く^躰ぢ^躰の^躰座^躰小^躰は^躰く

前^躰ら^躰を^躰は^躰く^躰奉^躰り^躰あ^躰り^躰や^躰う^躰て^躰筋^躰を^躰多^躰き^躰ま^躰い^躰行^躰者^躰多^躰き^躰は^躰

叙^躰と^躰記^躰く^躰筋^躰に^躰う^躰て^躰前^躰小^躰を^躰う^躰て^躰箕^躰子^躰に^躰す^躰み^躰く^躰居^躰次^躰才^躰小

取^躰次^躰て^躰後^躰公^躰卿^躰小^躰を^躰う^躰て^躰箕^躰子^躰と^躰小^躰の^躰方^躰へ^躰あ^躰ら^躰じ^躰公^躰卿^躰ハ^躰急^躰き^躰

少^躰く^躰な^躰り^躰た^躰あ^躰ら^躰を^躰代^躰し^躰る^躰殿^躰上^躰人^躰か^躰代^躰箕^躰子^躰なり^躰其^躰後^躰り

あ^躰ら^躰急^躰き^躰公^躰卿^躰入^躰ま^躰に^躰か^躰き^躰を^躰く^躰り^躰き^躰箕^躰子^躰か^躰り^躰き^躰

多^躰記^躰筋^躰か^躰ら^躰居^躰筋^躰を^躰う^躰て^躰出^躰居^躰乃^躰座^躰小^躰なり^躰は^躰や^躰う^躰て^躰叙^躰記^躰

公^躰卿^躰乃^躰座^躰小^躰吾^躰ら^躰か^躰ら^躰里^躰内^躰か^躰ら^躰は^躰便^躰宜^躰く^躰記^躰す^躰に^躰て^躰

南^躰殿^躰の^躰坐^躰居^躰は^躰は^躰先^躰に^躰左^躰と^躰西^躰の^躰階^躰を^躰回^躰り^躰太^躰い^躰束^躰の^躰階^躰を^躰昇^躰る

箕^躰子^躰の^躰座^躰は^躰は^躰く^躰急^躰度^躰者^躰は^躰は^躰講^躰師^躰り^躰と^躰小^躰い^躰て^躰い^躰ん^躰あ^躰つ^躰き^躰て

作^躰し^躰の^躰筋^躰乃^躰上^躰つ^躰事^躰相^躰弁^躰官^躰と^躰加^躰階^躰を^躰き^躰て^躰あ^躰ら^躰其^躰外^躰

上^躰官^躰乃^躰人^躰立^躰位^躰ハ^躰い^躰ふ^躰急^躰小^躰を^躰將^躰つ^躰て^躰や^躰う^躰ま^躰り^躰叙^躰を^躰き^躰て^躰あ^躰ら^躰

又^躰あ^躰ら^躰小^躰い^躰あ^躰り^躰お^躰か^躰ら^躰事^躰なり

季^躰御^躰讀^躰経^躰事^躰 秋^躰月

初^躰日^躰結^躰願^躰を^躰申^躰出^躰居^躰ハ^躰い^躰ふ^躰何^躰事^躰も^躰仁^躰王^躰倉^躰小^躰お^躰か^躰ら^躰

三月

三日御燈

主上御束帛

陪膳意人以束帛但意人以不恭之時非職殿上人を束司也
勤仕也

諸宮御節供

陪膳殿上人 四位束帛兼縫劔笏役送五位の宮司也

石清水除時奈 兼日試樂
北馬少洗

使 代始 兼赤府
官人 例年室宮

試樂日

華人 女納言 侍送 中務卿ホ

卷綴 縫服袍 兼縫細劔平劔
或螺鈿野劔 巡方帛 笏 浅香

御馬御覽日

毛付近衛司束帛 劔笏以帛を以て鑑上の硯を以て御前より
て戸よりて御馬の毛を付たり

陪時奈御馬御覽毛付事 何御馬御覽日
各り又月

毛付將ハ束帛少して劔笏を以て刻限小出納りしり毛付少りて此在
の次乃阿の養子小居藏人田原と若く陪時奈御馬を三反函りて御前の
代ハ硯を以てまよりて 書 事分とハせず

當日

主上及度出御あり先黄櫨深北赤袍の度青色の御袍を下さす

関白三下諸卿束帯（可役殿上人束帯必犀角の帯をりし出ろ

幕人十人外ハ馬悩の帯をりし出ろ事）

一 使代始より公卿未府ともいふ人匠をき也

一 幕人十人の内代始小ハ四品四人必あり一若ハ又三人二人を例也

一 使よりと室鎗の地帯を具し一と比す一室鎗の如地帯を

一 一々し事しあるやうに不三也

一 公卿の使ハ縫腰袍有文帯貞袋銘銀靴殿上人の使衛府官の人

一 關腰袍の如恒但赤服より下て必禁色を下さり半比下重表

袴ホウリ

一 幕人の装束は冠 卷縷 青袴袍 風履 半比 如恒 下重袴 袴 年 袴

一 單衣 年女人濃單衣 赤衣 年女人濃赤 地摺袴 年女人 合袴 平着

一 赤紐 尾角 注加利組 馬腦茅 糸鞋 襪 笏 髑髏 野釵 雖四品

一 鞠竹豹立 平緒 用音摺平緒 浅沓 兩而下 扇 妻紅彫骨不溜衣

一 位虎皮也 或人黄文紐也 斯扇 冬幕人必可持如

一 幕人當日早且参内して装束を給奉儀也然る近代此事ハ

一 以雜色袋以用去して之をりし出ろ也

一 幕人の幕人の装束は 雜 冬装束一説より及冬之衣

一 是又一説之生張の赤袴袍二藍袴以下装束張單衣是是説也

一 此外有説

尊勝寺灌頂

公卿 緋 束帯

四月

一日平座

諸卿束帯 更衣 無文帯 袴 繪劔 上卿 已下 出仕之者 志 けり
かきと名に 白重と名する 特無文 冠 妻女の 表袴を 名はる 奉
儀 儀事 多し 次 志 けり けり 旨 旨 四月 一日 十月
一日 出仕 乃 人 公卿 殿上人 非職 と けり けり 必可 志 非 之 志 けり
公事 乃 特 其 五月 小 及 冬 十一月 小 及 冬 志 けり 多し 近
代儀 事 外 不 志 無 念 事 けり

平野奈

上卿束帯 無文帯 菟繪劔 舟月使 舟月使 舟月使 舟月使 舟月使 侍従

中務輔可頼仕

赤府官使

鬘服袍

巡方帯

真袋

螺鈿細劔

隨身鞆

奉人近衛府

陪従日

掌侍

必百具

梅言奈

上卿束帯

無文帯

菟繪劔

舟

掌侍

灌佛

諸卿束帯

無文帯

菟繪劔

出居肝

道服袍 馬腦の帯 菘繪劔 隨身堂 垂袴 常服以施
舟裏 ぬめり不赤の人分以行為人小居してすはにも也

裏出 夏

ぬゆ枝四季云々之終不被終以灌佛後遊之出加靴不外見之

灌佛事

常の末帯に乾笠の劔をよりもりまつた池才垂袴重あり
刻限小出居と催なり経神仙門自音深門若之上脇小西之との様
仁と舎分と小おれく家礼の他法もおれく自前進る役布施し

主業上多か直之扱第候本座不候人ぬ六位並之師特化

灌佛のと下自公卿才灌佛寸公卿の後出居将上より

進灌仏してぬ若路出居下りしすむいれありし
灌仏するといハ佛小水をそく其他法すめことく佛小水入間

と入ていハすはにて孫行して板をとりて水をみます佛小かく

必きのとりから板小さる之をみらしてまいり板みます第を

ぬて五回して經年活若しは他法ハ孤小ありまり第をみます

孫行してうきて道行して板をみます第をみますて道行す方あり

但したらぬ孤小さる之事をぬれハ公卿殿上小由て出居上より

退り

登目 未日 石作

上卿束帯 無文帯 菘繪劔

近衛 垂袴 縫服 菘繪劔 馬腦帯 浅帯 菘繪堂 同可

老懸ハ相具之 隨身 重宝袴

上御着陣座石六府次將以下進立軒廊内

里内にて車宿を陣座小政用之時は進立

の内に進立 上御登固めりしと作之次將以下退入便豆の所ありて巻紙

为總て茶色等てのち退出今夜より奈の次日おとりて味有

督以下ハ侍佐参内き巻紙无懸特給重う雑色小もせり

系内之みり

賀茂奈

使より次近衛司より一重宝 関腰袍 巡方笏 鼻袋 筋

釵平緒 靴 隨方の人 杖中 女將よりありし 必重宝 袴 未

りり 臺給の文左右よりて かつり 僮僕小舎人 重六人

略儀 傳言人 重の人教小 雑色八人 或ハ 取物四人 小舎人

舎人 居飼 月 馬唐鞍 未付 舎人二人 水子 櫛官人二人 奥甲

馬副六人 或四人 手振十二人 舞人十二人 信従六人 共官人

十二人 和琴侍一人 筋半牛 牛飼 陣中牛飼

諸官使

未府官小ありし 縫腰袍 自余の事 近衛使小ありし

馬寮使

重宝 関腰 螺鈿野釵 巡方笏 以下の具足亦諸官使にあり

内藏寮使

縫腰袍 巡方笏

山城使

縫服袍 巡方革 帶釵 雖非常釵官職於當國使者如此

檢非遠使

五使尉 卷袴 縫服袍 布衣 兼繪野釵六位針 六位袍 關服袍

如常

典侍

糸毛車 車副十人出車 公卿小車 女官掌侍 命婦 女藏人

吉田奈

上卿束革 每文章 兼繪釵 弁掌侍 近比 近末使衣等

五月

三日 左近荒手結

四日 右近荒手結

五日 左近騎射

六日 右近騎射

左右五日法ある大將初任多々次三場小若新先例也
次將縫服袍三腦革兼繪釵 隨身兼袴

五月九日

新日台小五月會左右近衛司二人奉行三事法て自筆

申沙汰之當日早且御幸新日吉社而奉行 布衣 下結 糸手場公卿

若座御前壯年の人出衣未府官の人革釵笏を侍檢非遠

使別當直衣若布衣の茶湯の左右奉行の辨

布衣生衣或ハ引部美生坊費年輪少りて練坊費より
かり事しわろハ必結ふ^下（多）念人の雲各布衣奉行
の将小おれハいつまじし纏頭を用意す（さ）少り亦官廷尉
傳本亭或ハ布衣先例多也

冢勝講

諸卿束帯

出居所縫腋袍行旅を刷ハ時節五應の平緒可并毛地承
宗務冢勝講むハ結典此公事ハ務人頭深装束致者
年丈の人唐装束と若次近代如斯事絶たかりぬ

六月

月次祭

上解 月上 亦 日上

神今食

主上 帛御版

公卿束帯袍上若小忌螺鈿細鈿靴諸司束帯諸衛縫腋

若小忌袋袴
細鈿明袋袴
九靴袴

近代里内より行幸あり特ハ中人官司ニ幸て官司より
袍の若小おめく諸司の小忌を若に乃之若坊口傳あり

里内より官司小幸て神祇官小幸す時予胡鑑よりあり

延暦末六月會

亦 金山日 末興 若衣冠

祇園 御靈會

内裏 春宮 諸院言昇殿の人馬長と云うは言の装束
腰巾のけが式目出あく小うてまかかきうるに外は知事
おまじも奉行の人相尋てはこもつてすい板實へ

花山花山 進司進司 多々人多々人 重節重節 叙上叙上
進司の叙をりり舟事しあり昔の
也叙よりり舟事しあり西流人の所存
鞍移鞍移 やまやま しくみしくみ 祝祝 之之 代代 ませませ せては進司移多移多 昔ハ
進司をさせりしとと 近代其儀其儀 如本の難色ハ必り
くはくは かまかま とと近代近代 うまうま しての事の事 がが ころへころへ 所事所事

月 祿時奈

使

七月 江左殿上人江左殿上人 竹久竹久 平登奈平登奈 小小 装束文武の言装束文武の言

取勝寺取勝寺 仰八講

公卿末節 殿上人同

法勝寺法勝寺 仰八講

公卿末節 於堂中 不節 叙 殿上人 同

仰幸あり時公卿殿上人仰幸あり時公卿殿上人 のの 供奉供奉 亦府官の人亦府官の人 進方進方 とと
くく 方方 のの 叙叙 をを 多多 といとい ともとも 若屋の特多若屋の特多 叙叙 をを 撤撤 するする ことこと

画蘭盆

諸卿 正衣 殿上人 衣冠 舟 末節

尊勝寺尊勝寺 仰八講

公卿殿上人 舟舟 各末節 不節 叙

八月

定考

諸卿末等 有文等 螺鈿細釵 弁末等 巡方等 靴

如納言月

放生會

前日下向儀

上卿 衣冠 駕毛車 前座 衣冠

人少りて殿上人雜色長とりて之とて殿上人布衣に之を置く

當日儀

當日儀

上卿 末等 有文等 螺鈿細釵 靴 參議 月

上卿 參議 末府官と兼ひて人參議と兼ひて行幸法

隨身行幸のとき 弁末等 近衛 卷紙 老懸 副服靴 螺鈿細釵

外衛 日近末 隨身狩用籙行幸のとき 馬寮 如行幸 諸司 諸末

一頁 如行幸

駒引

上卿 末等 有文等 參議 辨 少納言 月

次將 縫服靴 兼給細釵 隨身 具七套 出務 夕久

成喜提院 彼岸

公卿 直衣 或布衣 殿上人 布衣 弁末等

九月

重陽平座

諸卿

束帛 無文帛

年

少納言 月

例幣

上卿

束帛 月 日

年 月

束帛灌頂

上卿

月 日

年 月

十月

平座

日 四 月

諸卿

月 日

月

弓場始

主上

束帛 黃纒漆

諸卿

束帛 無文帛

出居將

縫階花

馬服帛

入射手の人只傳少侍臣 束帛 役送の人矢を腰小巾

興福寺維摩會

年

下向入時、水、以、騎、衣、符、出、衣、毛、沓、ふ、と、く、令、か、柏

夾 子、多、く、

十一月

五節七日

年 号 参入

主上御直衣、以、防、貴、ふ、め、る、御、半、靴、淺、沓、ぬ、説、慮、從、公、直、衣

束帛、鈕、只、く、夕、、殿、上、人、今、夜、所、設、わ、る、程、小、束、帛、

藏人頭、直、衣、

寅日殿上測醉

藏人頭以下殿上人、三、乳、垂、衣、、出、衣、、由、、各、の、出、身、束、帛

一行啓

碓の將小ありつり次將脚後之供奉_中主_儀縫服標細細

一 脚幸

束帛時繪細釵笏隨身壺_中法勝寺蓮華王院修二
脚幸衣冠のりつり_中五催之特於束帛尋常説なり束帛

之れも草緒の釵を用之隨身をり_中色せり_中事せり_中
緒の釵も_中猶隨之をり_中又_中一説也

一 即即位行幸

其儀常の如きれり官司に行幸ありて後改つて_中謹し_中

一 大嘗會脚潔行幸

亦も常の行幸あり_中但如木の雜色_中烏帽子の如也

多く_中り_中く_中せぬ_中事_中大和歌を_中人_中の_中す_中杏葉_中と_中付_中
其_中を_中不_中月_中説_中の_中後_中也

移_中り_中杏葉_中を_中う_中ら_中ゆ_中り_中付_中ぬ_中事_中小_中て_中あ_中り_中も_中む_中り_中も_中西_中に_中付

る_中人_中の_中あり_中つ_中ま_中ぬ_中尋_中常_中の_中況_中なり

一 迴立殿行幸 代始あり事

縫服袴時繪壺_中了_中蕨繪細釵卷_中紙_中老_中慈_中浅_中沓_中を_中用_中たり

此日標山小供奉し_中り_中次將小忌_中以_中わ_中り_中多_中め_中に_中して_中老_中か_中け_中り_中

け_中り_中筈_中と_中帯_中して_中供奉_中する_中之_中辰_中三_中午_中三_中夜_中舞_中會_中次將_中云

小忌常の節會小_中か_中る_中事_中

一 表 勅答 度者_中使_中

縫服袍 袴繪細釵 隨身在重出袴也。

一 扈從

元日ハ節會出仕ハ出仕ハしてありハ元三中縫服袍袴繪

細釵ヲ隨身ニ重出袴ヲ七日ハ十六日ハ日ハ又節會出仕ハ出仕ハしてあり

袴ハ又人の袴ハ質ハ小ハ多ク次ハ池ハ方ハとありハをハ止メ無ク也ハ

直衣始者陣ハホハ小ハまりハ切ハじてハ御ハ隨身ニとハありハ少クなりハ但ハ是

ハ商家ハ例ハ不ハ月ハ時ハ小ハ多クハ大臣ハ并ハ質ハ紋ハ上ハ前ハ旗ハとハ騎ハ馬

の時ハ御ハ幸ハ供奉ハ入ハりハ

一 陪膳 侍時奈不ハ侍ハホ

縫服袍 釵ハ質ハとハ帯ハとハす

一行ハ兼ハ司ハ日ハ御ハ幸ハ

縫服袍 隨身ハ市ハ比ハ 狩ハ胡ハ錄ハ 但ハ无ハ例ハ又ハ不ハ月ハ

一 朝夕細ハ出仕

束ハ帯ハ 直衣ハ 布衣ハ 袴ハ繪ハ野ハ釵ハとハありハ若ハ不ハ三ハ五ハ

小ハ伎ハ小ハ多クハ事ハわハりハはハはハ釵ハとハ帯ハとハす

一 佛事

仏ハ多クハ修ハ行ハ下ハ小ハむハ時ハ堂ハ上ハ下ハでハ帯ハ釵ハのハ事ハ其ハ例ハ也

内ハ里ハ切ハ修ハ行ハハ公ハ卿ハ殿ハ上ハ人ハ下ハ車ハのハ特ハ釵ハ質ハとハ徹ハ又ハ堂ハ上ハ小

のハ方ハ時ハ徹ハ洗ハ也ハ公ハ卿ハハハ帯ハ釵ハのハ人ハ小ハありハ祓ハとハありハ修ハ行ハ

笈ハ時ハ下ハ車ハのハ時ハ質ハとハむハ但ハ堂ハ上ハ下ハのハ方ハ時ハ徹ハにハり

事ハ結ハ儀ハ也ハ比ハ下ハしてハ人ハ小ハハハ時ハ質ハ大ハ切ハ修ハ行ハ殿ハ上

人のハ帯ハ釵ハとハありハ人ハ質ハとハありハ事ハあり

一 其 冬更衣

四月朔日小女御進は多し候云御殿上人其時の束帯を
若年一殿上人の衣冠志をもく冬入衣冠分々一
しつらぬけ坊費を省する人四月とつとも志をもく冬の
坊費を省(き)十月小水小おのり一市ハ其朔日よりふり
止との時の常を引し

一 指費

尋常の人正月迄の年に行らるる此条の坊費を引し是ハ冬の
奉之時ハ正月四月分れとも賀茂余の此はそハ分れ此条ハ
坊費を引し是坊費を引し是終の金算ハ高取の裏表両面
の寸入めはめいめ坊費多し一略儀ハ平坊を引し
又是に是の坊費ハ年儀五ハ月小若(き)也分れ道
代々恒く正月より若らめぬれ九月まで引奉るり
ゐるり包年女御進はしわ(れ)ハ亦日五六まで
引しハ年小女御進人ハ白ハ生小く裏は練ては
張る月多り

一 非常

内裏らく院七山門南都の御輿振の奉束帯直衣
布衣衣冠いつまでろ(れ)ハ野釵をとり野矢りハ
狩胡蓀を履(に)冠ハ拍更をとり也(り)但我(り)ハ
一ハ(り)ハ御所して奉神小水(り)ハ
拍更の奉有口傳

一内侍所渡御别殿

缝服 蔭繪細釵 隨身蚕糸袴 他所小後此時、行幸
乃、同御所别殿小渡御の、縫服多、

一諸社奉幣使

缝服 蔭繪細釵 隨身蚕糸袴

一内侍所御神樂取他人

缝服 不帯釵 如陪膳

右以山科家本

花山院大納言
忠之口笔

於灯下弛笔

大永丁亥孟冬十九日於寺印

右督印判

